

平成24年度（2012年度） 試行版

HUMAN RIGHTS REPORT

ヒューマン・ライツ・レポート



シェスタの店内



そよかぜの家、入口

このレポートは、箕面市の職員による人権行政研究会というチームが編集しています。箕面における人権課題を学び、実態を知ることで、市民と職員が共通認識に立ち、お互いの情報を共有して、それらを広く伝え、人権文化のまちづくりをともに考えることを目的としています。

昨年度に引き続き、研究会のテーマは「雇用・就労」としましたが、それに結びつく人権課題を広くとらえました。個人の生活が社会の情勢と密接に関わり、雇用に関連するさまざまな人権課題があることを意識しながら取材を進めました。

今年度版では、引き続き障害者事業所として「シェスタ」と「そよかぜの家」、そして新たに、箕面市国際交流協会の事業の中から、外国人市民の人権保障をめざす取組について「子どもほっと」「多言語生活相談員」「チャレンジカフェ」を取り上げます。



精神障害者の皆さんがいきいきと働く

シ エ ス タ

瀬川2-5-14、グレイス永田3号館

オープン：月～金曜、9:30～17:30

土日祝他（夏休み、年末年始等）休み

1月9日に10名で訪ね、理事長の植田恵美子さんからの説明を受けました。

【精神障害者の歴史】

平成5年の「障害者基本法」の成立を受けて、平成7年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が成立した頃より、大きく遅れていた精神障害者への福祉面からの対策が取られるようになりました。具体的には、人権擁護、社会復帰と社会参加の推進、精神障害者保健福祉手帳の交付です。それまでは、精神障害者は、医療や治療の対象者とみなされていましたが、「障害者基本法」の中で精神障害者も「障害者」として法律に位置づけられました。

【出合いの必要性】

もともと家族会が、自分たちの子どもが日中活動できる場が欲しいということで、作業所を設立するための運動を行ってきました。

一般的に、「こころの病」を持つ人は、非常に真面目であったり、他人に対して気を使いすぎる優しい面を持っていると言われています。ボランティアさんなどが触れ合って必ず口にするのが「こんなに温かく迎えられるとは思わなかった…。」といった言葉です。

国の方針であり、同時に私たち市民の意識に潜在してきた「精神障害者=医療の対象」といった構図が、「こころの病」を持つ人々と待たない人々が、普通に触れ合う機会を奪ってきたのです。ボランティアの受け入れによって、当事者の表情が変わり、さまざまな気持ちを開示していく様子を見て、新たな出合いが「生きる糧」になるのだと知りました。

【精神障害の特徴】

「こころの病」を持った多くの方は、思春期に発病し治療に専念しなければなりません。また、長い入院を経験した方も少なくありません。そのため、コミュニケーション技術や生活技術を身につける機会、いわゆる社会経験が不足し、そのため人付き合いが苦手であったり、薬の副作用から不器用と思われるような面を持ったりしています。

これらは「生活障害」と言われ、誤解や偏見と共に、地域で暮らしていく上では大きな障壁となっています。

【設立の経緯】（年表参照）

現在、社会福祉法人息吹として3か所の就労継続支援B型（注）事業所（もみじの家・あっとほーむ・シェスタ）と、2か所のグループホームと、地域活動支援センター及び相談支援事業所（パオみのお）を運営しています。

平成元年に「もみじの家」が設立され、ここでは小動物のエサの箱詰めなどの軽作業を行っています。そして平成9年に、憩いを中心に昼食づくりや手芸などをする「あっとほーむ」を設立しました。

シェスタは平成12年に設立されましたが、シェスタの設立前に、利用者へのアンケートでどんな場所を望むかきいたところ、地域とふれあえる場所がほしい、とのことでしたので店舗型に決めました。コロッケ屋、カレー屋、リサイクル店、中古レコード店などの案も出ましたが、喫茶店を運営することになりました。

そして、平成16年より家族会運営から社会福祉法人の運営へと、新たなスタートをしました。

【B型になっての変化】

就労継続支援B型になって、「もみじの家」「シェスタ」は特に事業内容について変化はありませんでしたが、「あっとほーむ」は「憩いの場」が中心だったため、事業内容を大きく変えていく必要がありました。そこで、昼食を作っていた経験を生かし、配食サービス事業を運営することになりました。利用者が混乱せずイメージできるよう、練習期間を十分確保したり工夫をしました。運営面では、無認可共同作業所から小規模通所授産施設事業を経て法人格を得るにつれて、事務量は増える一方です

【経営面について】

シェスタは、9時30分から午後3時30分までが作業時間です。作業内容は、喫茶の接客・焼き菓子作り・移動販売・下請け作業が中心です。売り上げから材料費等を差し引いた額を、利用者の総労働時間で割り出し、時間給が決まります。今は、大半を焼き菓子の売り上げが占めていますが、喫茶の利用者も増えるようイベントなど工夫して開催しています。

【立地条件・地域交流】

ここは、通過車両は多いですが、人通りが少ないので、お客さんを増やすのが課題です。最近、菓子作りよりも販売がメインになってきました。1日に3〜4か所まわっています。先ほども述べたように、喫茶の利用客を増やす工夫をしています。例えば、絵画展やガレージセールなどです。

また、店頭に置いている雑貨は、地域のかたが作ったものです。地域の方々との交流の場としてフリースペースを設けています。少しずつですが、地域とのつながりが広がっています。

【就労の状況】

シェスタの利用者は1日平均12人くらいで、男女半々。「あっとほーむ」も同じです。「もみじの家」は力仕事が多いため、大半が男性で12〜15人です。

薬を服用している関係上、毎日フルタイムで働くことが難しい人が多く、午前中だけの利用をしている人もいます。「遅刻」「早退」という言葉は使いません。

服薬はとても大切なので、声掛けなどの支援も行っています。服薬による副作用で、のどが渇いたり、手が震えたり、舌がもつれたりして、これら副作用による生活障害があります。

また、対人関係が苦手であったり、集中力や持続力が低下したり、生活習慣が乱れたりすることもあるため、なかなか就労できないケースもあります。シェスタでは、ここ2年で2名の方が就労されました。一昔前は、病気を伏せて就労される人もいましたが、今は病気を開示して就労される方がほとんどです。ジョブコーチなどにもついてもらいながら、長く続けている人もいます。

【シェスタ以外での活動】

シェスタでは、「なかよし会」と言ってレクリエーションを月1回行っています。自分たちで行先や集合時間・場所などを決めて、いろんな所へ行き活動をしています。

余暇活動も生活していく中で大切な時間です。最近は、趣味ができたり、行動範囲が広がったり、各々が楽しみを見つけ、充実した時間を過ごしている方が増えています。

【自立に向けて】

シェスタの利用者は、家族と同居している方もいますが、グループホームに入っている方や単身生活を送っている人など様々です。今は、家族と同居していても、親亡きあとの生活を考えると不安に感じる方も少なくありません。そのためにも、今のうちに自立に向けた支援も必要になります。色々な制度を使いながら、それぞれが安心した将来を描けるよう一緒に考えています。

【将来の展望、夢】

これからも、障害や病気を持ちながらも、その人がその人らしくいきいきと生活できるよう活動をしていきたいと思っています。

障害や病気に対する偏見や差別を少しでも取り除くための啓発イベントも開催しながら、人とひととのつながりを広げていきたいと思っています。



メンバーさん（女性）の声

ここで働いて2年目。4年前に発病しました。一般の面接を受けて就労するとついていけないので、パオみのおでここを紹介され、近所なので働くことにしました。週5日、菓子を作る経験は初めてです。でも、雰囲気良くて働きやすいです。

販売もするし、お客さんとも少し会話をします。やはり自分の作ったものが売れるのがうれしいです。アドバイスをもらってレシピを工夫し、定番と新製品をローテーションするようにしています。

スポーツ・ジムに行ったり、旅行もしています。かつて事務職を10年間していたので、今後回復すれば、そういう仕事に戻りたいと思っています。

☆☆☆

年表

箕面市精神障害者家族会みのお会のあゆみ

- 昭和46年(1971年) 豊能地区精神障害者家族会連合会みとい会設立
- 平成 元年(1988年) みとい会もみじの家設立
- 平成 6年(1994年) みのお会独自の活動開始、もみじの家移転
- 平成 8年(1996年) あっとほーむ設立
- 平成10年(1998年) グループホーム「かたばみ寮」設立
- 平成12年(2000年) シェスタ設立
- 平成14年(2002年) グループホーム「ふなの木荘」設立
- 平成16年(2004年) 社会福祉法人息吹、運営開始
- 平成19年(2007年) かたばみ寮移転
- 平成23年(2011年) 就労継続支援B型事業所へ移行
- 平成24年(2012年) ふなの木荘移転

注) 就労継続支援B型

障害者自立支援法に基づく就労継続支援のための事業で、一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供し、生産活動を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供する。A型は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの雇用型で、B型は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける非雇用型。



写真 シェスタにて



そよかぜのように街へ出よう

そよかぜの家

桜井3-8-2-103、国道171号沿い、箕面自由学園近く

オープン：月～金曜・月2回土曜 10時～17時

ちょうど市内一斉防災訓練の行われた1月17日午後、代表の山口進さん、三枝有紀さん、春田薫さん、北井一成さん、草田祥夫さんからお話を伺いました。

【歴史】

昭和60年（1985年）、「箕面障害者共働作業所そよかぜの家」が牧落にできました。いま地ビールの工場があるところの近くです。中学卒業後に行くところがないということで、市職員組合や教職員組合の協力を得て発足しました。

【日頃の活動】

パンを仕入れて、自転車で配達するほか、カレンダーやTシャツの販売、陶芸、リサイクル事業などを行っています。また、春田さんの指導で陶芸もしています。「陶芸工房はあとや」で子ども陶芸教室を開いたり、陶芸窯は民間団体に開放もしています。利用者の皆さんは外で販売活動をして、地域の皆さんと関わりをもつのが好きです。昼食はここで摂りますが、販売は1日7～9カ所ということで、かなり密なスケジュールです。

【制度面の変化】

小規模作業所への補助金制度が府市とも無くなって、国の制度に基づく障害福祉サービス事業所をめざすことになり、「特定非営利活動法人そよかぜ」が運営する就労継続支援B型事業所（以下「B型」）になると同時に、桜井へ引越をしました。

【引越の影響】

ここに来る人たちはそれぞれ個性があり、こうでないとダメとか、周囲の状況が急変するについていけない人がいるので、引越の時はピリピリしました。環境が変わると走り回

ったり飛び出して行ったりするなど、順応が難しい人が多いですが、ここの存続が決まったらみんな落ち着きました。結果的に、引っ越しして不安定になる人もおらず、来るのが嫌になったという人もいないのが幸いです。

【B型という制度】

制度が変わることで工賃は下がったし、以前なら工夫できたこともできなくなりました。新制度は、販売収益からしか工賃が出せず、その下限は月3000円という制度。午前10時から午後5時まで利用して、制度変更前はもっとたくさん払っていたのが、1～2万円になってしまいました。

B型は20人が標準で、ここは今15～16人来ていますが、これ以上は増やせません。ここは激変緩和措置（市の移行後安定運営補助金）によってなんとかつながりましたが、もっとたいへんなところもあったと聞いています。利用者が来ないとお金が出ないしくみで、ここに来るのは動ける人ばかりですが、障害によっては動けない人もいます。また、自閉症などの場合は、環境が変わると受け入れが難しくなることがあります。

【個別支援計画】

新制度で必要な個別支援計画を作る際に、「販売に行くことが支援ですか」と府で言われたことがあります。ただ、基本的に外に出ていきたい人たちなのですが…。

また、指導員がべったり一緒にいなくてはならないしくみで、利用者だけで居るのはダメだとされており、障害者の自由を考える上で、監視しているようで疑問があります。また、これまでできていたことも、指導員がついているとできなくなってしまうっており、問題があると思います。

障害者が自分で物事を考える機会が、就労へのステップとして必要だと思いますが、「働く」存在から「利用者」という存在に変わってしまいました。これだと実習を積んで就労する道に押し込めることになります。市内の働ける場所は、豊能障害者労働センター、パンハウス・ワークランド、ふるる、たんぽぽ、障害者事業団ぐらいしかなくて、あとは一般の就労という状態です。

【経営面】

障害者の行き場所がなくなるよりも事業所を残すことに必死だったので、一時的にB型を選び、やがて事業所になるつもりです。ただ、売上げが伸びないとダメで、いまは事務作業に時間や労力を割かれており、スタッフが「サービス残業」しています。経営診断では評価が低く、事務量が増えて不慣れなものでたいへんです。ボランティアの参加はイベントの時だけです。

【工賃減その他の影響】

工賃からは弁当代のみ差し引いていますが、B型になって工賃が2/3～1/2になり、実質3万円程度減ったため、ガイドヘルプを削って徒歩で行けるところしか行けなくなったり、生活に影響が出ています。利用者の工賃が減らないよう、「休まないように」とつい言ってしまいます。障害者本人の考え方は変わらないのですが、社会的な見られ方が変わってしまいました。

他の施設では午後2～3時頃に作業を終えて、あと定時まで事務の仕事をしているところもあります。でも、利用者が午後5時まで居るのが普通ではないでしょうか。

【ハード面】

いまは知的障害の人が中心ですが、軽度の身体障害の人も一人います。ここは段差が多いので、身体障害者の利用には改修が必要で、視覚障害者にも危険箇所が多いと思います。また、ここは隣の倉庫兼作業室とつながっています。店に居づらい人は、牧落だとすぐ前の公園にいたのですが、ここは国道沿いで危険でもあり、倉庫兼作業室が落ち着ける場所になっています。

【住まいと地域】

住まいは、まちにとけ込めるようグループホーム（ケアホーム）を5人が利用しているほか、一人暮らしも1名おり、自立度は高まっています。ここは近くの桜井市場に「ちまちま工房」（注）もあり、住みやすい地域だと思います。箕面まつりにも参加していますし、これからも地域に根付いていきたいと考えています。

○北井さんの紹介（右上写真のピース姿）

北井さんは高校をいじめが原因で中退し、川西市の作業所に勤めたのち 2007 年からここで勤務しており、箕面でグループホームに住まれています。牧落から移ったときは販売へ行けずに困った様子でした。二人でお店を担当していますが、すべて任せられるので安心です。障害者事業団からの委託で、自販機の管理や掃除、夏期には第一市民プールで浮き輪の販売などもされてきました。

注）ちまちま工房は、障害者の働く・暮らすことを考える企画グループとして、講演会等の企画、デザイン・印刷、店舗経営を、桜井市場の中で展開されています。また、昨年より共働事業として豆腐製造販売を始められました。



働くことは社会とつながること ～取材を終えて～

職員A

シェスタでは「息吹」の歴史についての説明から、精神障害者のことを周りに知られたくない・隠したいというご家族の思いや葛藤があり、それを乗り越えながら少しずつ前進し、現在に至った道のりの長さを感じました。

そんな長い道のりを経て設立されたシェスタを初めて見学させてもらい、とても参考になりました。温かい雰囲気の中で、私好みの柄やデザインの小物も販売されていて、見ているとあっという間に時間が過ぎてしまいました。お話から感じたことは、精神障害者が地域でその存在をオープンにして生活することがどれだけ重要かということでした。

本人にとって、そこに居場所があることや、いろいろな人とふれあい、自分が誰かの役に立っていると感じることで、世界が広がり、生きる喜びを感じ、また一歩前に踏み出す活力が生まれてきます。周りの人も精神障害者のイメージや思い込みを変える機会になり、シェスタは重要な役割を提供している場所だと、改めて思いました。

体調の波があって作業の段取りが組みにくいとか、居心地が良すぎて新しい場所へ巣立てないとか、事業が軌道に乗っても考慮すべきことや課題は尽きないけれど、それを乗り越えてシェスタが更に事業展開されれば素晴らしいと思います。



職員B

障害者事業所が定期的にパンの販売やバザーを行う姿をよく目にしますが、雑然と商品が並べてあると、商売っ気がないような印象がありました。貢献したいという意識のある人以外にもお客として来てもらうためには、何か工夫が必要ではないかと思っていました。

シェスタの商品は美味しいだけでなく、パッケージも可愛くて、売っているかたが障害があるのかわからなかったため、どんな団体か気になっていました。

お話を聞いて、まずシェスタが障害のあるかたの「地域と関わりたい」という思いからできたことに驚きました。人と話すのが苦手なかたが多い、精神障害を周りに知られるのは本人にとってつらいものだろうと、自分が勝手にイメージしていたことに気付かされ、恥ずかしく思いました。

実際に利用者のかたとお話しすると、終始にこやかでした。売れると嬉しいから、商品を作るよりも地域に出て販売する方が好きだという気持ちは私たちと変わらず、生きがいの見出し方は同じだと思いました。

しかし、植田さんのお話によると、精神安定剤等の薬は身体への負担が大きく、勤務日でも途中で帰宅されるかたが多いそうです。事業所の運営上は厳しい面もあるでしょうが、利用者にとってシェスタは「心が落ち着いているときに来るところ＝ここにいるときは楽しい」という居場所であってほしいと思いました。

今回訪問して、利用者のかたのいきいきした表情や、地域の作り手による雑貨が置かれた店舗の雰囲気から、人や地域のつながりを感じることができました。国の精神障害者への支援制度はだいぶ遅れて成立した経緯がありますが、シェスタの人たちの発想から生まれた活動を見ると、人は人によって癒されるのだと感じました。

「そよかぜの家」では支援制度が大きく変わり、運営方法の変更に戸惑われているとのことでした。今までは作業所として、学校を卒業したかたの居場所づくりや働く機会の提供を目的として運営されてきましたが、就労継続支援B型事業所になってからは就労機会の提供という意義はそのままに、一般就労に向けた支援も義務付けられ、通所していたかたは「健常者と共に働く」ことから「サービス利用者」になり、介護報酬算定の基礎となりました。このことで、職員は個別支援計画や介護報酬の請求書類の作成に時間を奪われ、今までのような寄り添い型の運営ができなくなったそうです。

このお話を聞いて、障害のありようがさまざまなものだから、人の数だけ働き方があってもいいと思う半面、運営には介護報酬が充てられることを考えると、シビアにならざるを得ない面もあると思いました。そよかぜのように市内を駆け巡り、障害者と市民とが自由に交流したいという考えに基づく支援の手法が、市民に十分理解されるような方策を考える必要があるのではないかと感じました。「パン販売で外に出ることが支援なのか」と指摘された件は、個人の障害特性等で難しい面もあるでしょうが、販売が本人の支援につながるよう、NPOの柔軟な発想で何か工夫ができないだろうかと思います。

実際にお店へ伺うと、それぞれの関係がフラットで家族のような雰囲気印象的でした。お店を移転した時も、利用者が受け入れられるかどうかに関心したとの話があり、職員のかたが今まで利用者一人ひとりと丁寧に人間関係を築いてこられたことが伝わりました。と同時に、特に知的障害者への支援の難しさも改めて考えさせられました。

職員C

シェスタでは、精神障害に関わる本人や家族を取り巻く社会が、この30年間でどのように変わってきたかという冒頭のお話が、一番印象に残りました。昭和までさかのぼりシェスタの変化と対比させると、これからの社会、箕面市がどのように変わっていけばよいのか考えさせられました。

特に、平成5年に障害者基本法が制定され、平成7年に精神障害者保健福祉手帳が交付されたこと。精神障害を開示することにより、ボランティアの協力、協働が少しずつ始まったことなど、シェスタの事業所としての歴史に、今日までの大きな社会の流れを重ねたお話は、わかりやすく理解が深まりました。

厨房では、シェスタの皆さんがいきいきと業務に携わる様子が感じられました。食品を製造、販売するため、衛生面の配慮が行き届いており、正職員、パート職員と協力して利用者が業務に携わっておられました。また、業務に正確さを期するため、視覚に訴えるボードやカードが表示され、「確認」が徹底されていました。また、作業が進むに従って進捗状況を職員間でチェックする手順や役割分担なども、丁寧に決められていました。あたたかいチームワークとフレキシブルな雇用形態が、一人ひとりがいきいきと活躍できる場づくりに役立っていると感じました。

「そよかぜの家」では、店内にリサイクル用品が分類、陳列され、市民が商品をゆっくりと見ておられる姿がありました。これらのリサイクル品は、多くの市民から寄せられたもので、「そよかぜの家」で働く障害者自らが整理し、販売に向けて作業をしています。衣服をハンガーに掛けたり、お客さんに見せるために工夫して並べることによって、リサイクル品が見違えるようになっていました。「そよかぜの家」では、市民の思いのこもったリサイクル品に少しずつ手を加えて、より良い商品へと生まれ変わらせています。

地域の障害者が学校を卒業した後、地域社会で働き、暮らすことができるように支援する中で、引っ越し(施設移転)はたいへんだったそうです。「障害者が新しい環境に順応するまで時間がかかるのでは」とスタッフのかたは危惧したそうですが、近所の人たちとも少しずつ人間関係を築き、新しい職場での作業にも慣れてきているとのことでした。

作業場には、手作り陶器の材料や道具がたくさん並んでいました。「そよかぜ焼き」と名付けられた手作り陶器は、障害者がろくろを回さず作り上げる作品です。障害がある人が、さまざまな個性豊かな作品を作るには、どのようなやり方がよいか試行錯誤の結果、現在の作り方に落ち着いているそうです。スタッフが技術的な指導をするだけでなく、多くの市民のかたがこの陶芸事業に参加しています。このような創作活動を通じて地域に溶け込む活動が「そよかぜの家」の一番の特徴ではないでしょうか。さらに、この陶芸事業を20年以上続けてきたと知り、長い積み重ねを感じました。

取材の最後に、「利用者のほぼ全員が、パンなどの販売で外に出ることが好き」と聞いて、人と人とのつながりを大切にしようとするスタッフの気持ちが、ここで働く障害者一人ひとりにも伝わっていると感じました。「そよかぜの家」では、日々の活動を通じて仲間や社会との共同作業があり、人との関わり、ネットワークが広がっている様子が伝わってきました。



職員D

シェスタでお話を伺って改めて意識したことは、心の病気を抱える人が、「障害者」として法律で位置づけられたことが平成に入ってからであり、精神障害者への支援のあゆみが比較的近年になってからということでした。これまで様々な支援への取組が積み重ねられてきたと共に、法律や社会状況の変化など、当事者にとっては取り巻く環境にめまぐるしい変化があったと思われます。

この日は、厨房でお菓子を製作しているところ、塩漬けされたもみじの葉っぱの軸（葉柄）を取る作業、皆さんが和やかに活動される様子を見ましたが、お話の中では、薬の副作用で長時間の作業ができなかったり、また非常にのどが渇きやすいなど、活動が大変なことなどもお聞きしました。

リスクを抱えながら生活するということは、自分の身に起きたこととして想像すると、非常につらく一人では耐え切れないかもしれません。障害のあるかたにとって、身近な地域に支援を受けながら活動できる場所があることは、とても重要なことだと強く受け止めました。心の病気を抱えるかたが孤立しないよう社会とつながりをもつため、一人でも多くの方に精神障害について、また「シェスタ」などの活動場所について認識してもらうことが必要だと思います。



シェスタ店内の様子

「そよかぜの家」は、障害のある仲間が中学校を卒業してから活動する場所が市内になかったことから、「吹き抜けるそよかぜのように街の中に出ていけたらいいね」という思いで設立されたと伺い、「障害のあるかたが地域で活動できるようになれば」という思いが詰まったそのフレーズがとても素敵だと思いました。

しかし、今年度から補助金の制度が変わり、事業所の運営費や利用者が受け取る工賃が大幅に減額になったこと、また、支援するスタッフの業務量が非常に増えたことなど、たいへん切実な状況であると知りました。現在の事業所の形態や制度では、障害のある利用者が自立して一人で暮らしたり、得た工賃を楽しみに充てることも難しくなっていて、「そよかぜのように」のびのびと活動できる社会からかけ離れつつあると、たいへん危機感をもたれていました。

こういった障害者の生活に関わる問題について、自分は恥ずかしながらこれまで実感をもってとらえていなかったと思います。それは、障害福祉に関する制度や用語が難しく、馴染み難い印象もあったからだと思います。しかし、実際に事業所に伺ってお話を聞き、障害をもつかたの居場所や社会での生きがいの大切さを認識しました。

制度の変更に伴い、障害者の生活は大きく揺さぶられますが、その揺れを少なくするためには、社会全体が障害のあるかたへ目を向けてサポートや協力することが重要です。行政に関わる人間として、まず障害者が身近な地域社会とできるだけつながれるよう、少しでも行政として取り組めればと思います。



職員 E

シェスタでお話を聞いた方は、外見からは障害があるとはわかりませんでした。そのことがまたしんどさにつながるのではないかと心配になりました。精神障害は「理解されにくい＝勘違いされやすい」と思います。私自身、精神障害について偏見がないかと言われれば、取材前まではありました。しかし、今回取材したことで知ろうとしていなかった自分に気が付きました。経験以上のことを想像して補完できないならば、正しい知識を得なくては、という気持ちが強くなりました。

「そよかぜの家」の方々はパン販売を通してお会いしたことがあって、いつも本当に楽しそうに販売されているのが印象にありました。今回のお話では、陶芸教室もされていて地域のかたとの交流もめざされており、外に出ていくこと・知ってもらうことに重点を置かれていると伝わりました。

訪問販売をするにあたり、調理・製作よりも販売の方が人気ということでした。自分が作ったものが売れるのを見られるのがうれしい、人と話せることが楽しい、と話される方々は本当に楽しそうでした。

私自身、仕事をしていることで社会とつながっていると感じ、また、多くの出会いがあることに感謝しています。今回の取材先で働く方々も同じであって、「障害者だから」と色眼鏡で見ているのはこちらだと気づき、反省するとともに、今後自分の糧にしていきたいと思います。

☆ー□メモ☆

リサイクル「SHOPそよかぜ」

西小路5-5-1（ハイツマルコマ1F） TEL.724-0630

（中央線沿い、市役所別館前の信号南側）

同じくNPO法人「そよかぜの家」が運営しています。リサイクル

衣料の他に、せっけんやコーヒーの販売もあります。

オープン：10時～18時 日祝休・土曜休（月2回）

職員 F

○シェスタの感想

皆さんいきいきと働かれていますと思いました。また、作るだけにとどまらず、売り上げを気にしていることに頼もしいものを感じました。売りに行くときには少し外の方と会話もされるということでしたが、一般の方に売る機会を中心にしていたり、お店がもっと人の来やすいところに作られればと思います。それによってたくさん会話を楽しめる時間を増やして、少しでも作業所の方々への理解が深まることにつながればと思います。

○障害者の雇用について

シェスタのような精神障害者が働ける場所がなかなか無いことの他に、本人や親族が症状を隠す、入退院を繰り返す、薬の量が多いなど、精神障害者の社会復帰への基本的なプロセスがまだ見えていない状態だと強く感じました。取材でお会いした人たちこそ、以前よりは充実した生活を送れるようになっているものの、発症することで孤立している人たちもまだまだいると想像されます。

その原因として、精神障害がまだまだ知られていない、企業等の協力がなければ雇用が増えない、ことがあげられると思います。ニュースによると、企業は精神障害者の雇用枠を広げているそうです。障害者雇用促進法の改正で障害者枠が広がった（今年4月から 1.8%→2.0%）ため、身体障害者に比べて日常の基本動作が問題なく行える精神障害者でその枠を埋めようという目的からです。しかし、企業側に精神障害者にとって何がストレスなのか知識がなく、社員のケアができないため、ほとんどの社員が1年以内に辞めてしまうそうです。

外見ではわからない精神障害について、偏見をとり除き正しい知識を持つことから始めて、「何ができないか」ではなく「何ができるか」「どうやったらできるか」を考えて、精神障害者をケアする体制を整えられれば、「シェスタ」のような作業所がもっと社会復帰に向けた有益な場所になると思います。

箕面市国際交流協会（MAFGA）

（連絡先は裏表紙を参照）

MAFGA の3つの取組を紹介する前に

突然ですが… 多文化共生クイズをお届けします！

答えてみてください。

- Q 1 : 日本の人口に占める外国籍者の割合は？ ①0.9% ②1.8% ③3.6%
- Q 2 : 日本の外国籍者で一番多いのは？ ①アメリカ ②韓国・朝鮮 ③中国
- Q 3 : 婚姻届数に占める国際結婚の割合は？ ①6 組に 1 組 ②23 組に 1 組 ③46 組に 1 組
- Q 4 : 箕面市で暮らす外国人の国籍は？ ①40 カ国 ②60 カ国 ③80 カ国

答え・プチ解説はOページ下欄をご覧ください。

結果はいかがでしたか？ 中には意外なものもあったかもしれません。（ちなみに取材メンバーの正答率は6割程度でした。）

今回は MAFGA の取組として日本語教室、生活相談、チャレンジカフェの3つを取材しました。様々な背景を持ちながら日本で暮らす外国人市民の悩みやそれを支える取組、個性を活かして地域社会とつながりを持つことができる取組について取材しました。

それぞれの取組を紹介する前に、MAFGA 職員の河合さんから外国人市民をめぐる概況についてお話をいただきました。

【箕面市で暮らす外国人市民について】

外国籍市民の人口は約2,300人（人口比1.7%）、国際結婚、留学・研究、就労、家族滞在など、多様な来日背景を持ちます。多様な文化的背景を持つ外国人市民の存在は、それだけのバラエティーに富んだ個別の支援が必要となる面がある一方、ちがいを豊かさと捉えれば、箕面市が持つ大きな財産であり、可能性であるとも言えます。

在留資格別外国人登録者数

（上位5位 2009年12月末現在）



箕面市の国籍別外国人登録者数

(2011年04月末 / 上位10カ国)



箕面市には約 2300 人の外国人市民が暮らしており、人口に占める割合は 1.7%と全国とほぼ同程度ですが、出身国籍は 80 の国と地域に及びます。

内訳は韓国・朝鮮、中国が半数を超えて、次いでアジアやロシアといった近隣の国から来た人が占めています。多国籍なので同じ国の出身者が少ないケースも多く、大阪で 1 人しかいない場合もあり、国籍を越えた地域のつながりが重要となっています。

【外国人市民に立ちはだかる3つの壁】

① 言葉の壁

言葉は社会生活の基本です。読み書きできないと仕事を見つけるのがとても大変です。よりよい条件で働ける仕事につくために読み書きを学びたくても、今の仕事に追われて、勉強する時間がないという相談をよく受けます。MAFGA の行っている日本語教室で言葉の問題が全て解決するわけではありませんが、ここで学んだ人の中から仕事に就ける人が出てきています。

言葉に関する相談の中には、よくわからないまま契約書にサインをしていて、もらっていると思っていたお金が借金になっていたというケースもありました。

日本で生まれ育ったとしても、家族が出身国の母語（個人が最初に接触または習得した言語）を話す子どもたちの中は、日本語が上達しづらいケースがあります。小学校に入学すると、逆に家で過ごす時間が短くなり、母語の保障が課題になります。日本語も母語も思い通りに話せないと、保護者との関係がうまくいかなくなったり、人間関係がうまくつくれなかったりするなど、その人自身の根幹にかかわる問題につながります。

多文化共生クイズ答え

Q 1 : ②1.8% イギリスは 6.6% スペインは 12.3% Q 3 : ②23 組に 1 組 クラスに 2 人は外国にルーツを持つ子どもがいる。

Q 2 : ③中国 2007年に韓国・朝鮮を抜いて、1位に Q 4 : ③80カ国 いろんなルーツを持つ人々が少数で点在している。

多国籍で多文化な出会い、つながりの可能性がある。

② 制度の壁

日本の外国人施策は在留管理制度のみで、受け入れを目的とした制度はありません。

こうした状況から、外国籍住民はさまざまな制約のなかで暮らすことになります。たとえば、日本人配偶者の在留資格更新には夫の署名が必要ですが、このことを盾にとって、夫が外国人の妻を脅迫するといったケースも起こっています。

他にも、外国人が暮らす上でのバリアが至るところに存在しています。たとえば、銀行口座に関して、名前の姓と名の区切りが定かでないことを理由に、振込を受けられないということがありました。国によってミドルネームがあったり姓がなかったりするのに、便宜上、姓と名を分けて登録した結果、後日、必要なときにどのように登録したか思い出せないということが起こります。そのように、多くの制度が日本人仕様になっていることが壁となっています。

③ 心の壁

最近のトピックは領土問題です。敵意をあおるような一部の風潮のなかで、韓国人の保護者からは、子どもを外で遊ばせられない、遊ばせる時には韓国語を話さないように注意しているという話を聞きました。

多くの日本人にはそういう保護者の不安は分からないのではないかと思います。こうした環境のなかで、外国人市民は日々ストレスを感じながら暮らしている面があります。

日本語教室の受講者からよく聞くのは、日本語を勉強しているけれど、近所の友だちがあまりおらず、日本語を使う機会がないということです。80 カ国の人が暮らしていて、姿はよく見かけているはずですが、一緒にいるけれど交わらないということが地域で起きているのではないのでしょうか。そこに交わりをつくっていくのが MAFGA の役割だと思います。

【MAFGAの行っている取組】

MAFGAでは、大きく以下の3つの視点から事業が行われています。

- ① 外国人市民の人権保障の支援のための取組
- ② 市民主体の国際化活動の推進
- ③ 多文化共生社会の実現

① 外国人市民の人権保障のための取組

（日本語教室） 読み書きの日本語教室「ささゆり」と会話の教室「あかね」では、日本語指導のスタッフが、習熟度別で指導を行っています。（取材当日の「あかね」にも40人くらいの参加がありました。）

他にも、遠足や日本語の発表会などイベントを通じ、地域のボランティアとの交流を通じて日本語を学ぶ「ひまわり」や、らいとぴあ21で行っている「定住者のための日本語読み書き教室」などがあります。



（写真は、日本語教室の様子）

教室の時間中は「多文化子ども保育」という保育の取組もあるので、子連れでの参加も可能です。

（相談） 毎週火曜日には、相談員が待機していて相談を受けています。中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語でいろいろな相談を受けています。相談員がいないときは事務所のメンバーでも聴きますし、相談員だけでは対処できないような事例には、男女協働参画課、らいとぴあ21（萱野中央人権文化センター）の生活相談、民間団体など他機関とも連携して相談を行っています。

（子どもの居場所づくり） 子ども対象のものとしては、後に登場いただく、堀井さんやボランティアスタッフによる「子どもほっと」の取組をしています。



（写真は、子どもほっとの様子）

（進路選択の支援） 在日外国人の子どもの問題が一番良く見えるのは進路選択の場面です。日常会話はできていても、学習言語の習得が十分でない場合などは、最終的には進路選択の時に問題が顕在化することになります。また、リーマンショック以降、雇用が安定せず保護者が転居を繰り返す結果、子どもが十分な学習の機会を持つことができないケースなども出てきています。

協会は、在日外国人教育研究会や進路保障協議会とともに、小中学生を対象にした進路説明会「多言語進路ガイダンス」を実施しています。しかし、学習塾や口コミ、暗黙の了解など学校で教えてもらえない情報も多く、外国人にとって日本の受験制度は大変難しいものです。進路を考えたり相談したりする場面では、ボランティアの子育て経験も大いに役立っています。

② 市民主体の国際化活動の支援のための取組

国際交流協会には、国際化に取り組む箕面メキシコ友の会や箕面市ハット市友好クラブ（注）、サフディープロジェクトなど 30 以上の団体に集まっています。ただき、情報共有や意見交流を行っています。

注）本市は平成7年(1995 年)にニュージーランド・ハット市と国際協力都市提携、平成15 年(2003 年)にメキシコ・クエルナバカ市と国際友好都市提携を、それぞれ締結。

③ 多文化共生社会の実現に向けた取組

市広報『もみじだより』を多言語で翻訳した『みのおポスト』の発行をしています。行政の情報を発信するということには責任も伴うし作業も大変です。中国語・韓国朝鮮語は定住している人が翻訳をしていて、地域に住んでいる外国人市民が活躍しています。

他にも、学校で外国の文化や料理を教えに行く取組や、みのおエフエムで多言語情報番組の制作をするなどの取組を行っています。彩都にある「KJ ワークス」では外国人市民が働くチャレンジカフェのプロジェクトが行われ、5 月にオープンする多文化交流センターにもコミュニティカフェがつくられることになりました。活躍の場をつくることは地域の外国人にとっても励みになる大切なことだと考えています。

～「子どもほっと」ボランティア 堀井京子さんに聞きました ～

【子どもほっととは】

子どもほっとには、日本語がほとんど分からない子ども、定住するつもりの子ども、短期滞在の留学生の子どもなどいろいろな子どもが来ます。



学校で自分のまわりには外国人の友だちがいない、という子どもも多くいます。土曜日にここに来てようやく外国にルーツを持つ子どもたちと関わるできるので、リラックスして子どもどうして過ごす時間を楽しみにやってきます。そういった「居場所」機能を大切にしながら、定住する子に高校進学やその後を見据えた学習支援を行っています。ボランティアスタッフは私を含め6人です。

【学習支援】

普通の日本語教育と違うのは、学校教育の中にいかに適応していくかというサバイバルの日本語であるということです。大人に教えるきちんとした文法ではなく、先生の指示や友だちの言っていることの中で一番重要なのは何かということを見抜くことを重視してプログラムを組んでいます。

外国人の子どもたちは日本語を理解できないことから、友だちを作ることが難しい場合もあります。そうならないために、ある程度文法は無視して即効力のあるものを教え、三か月後から、自分の意見や気持ちを言えるような内容にしていきます。

それから文法に沿ったいろいろな文型を教え、友だちに物を借りたりするような会話は半年以上たってからになりますが、そこまでいっても込み入った気持ちの表現などは難しい場合もあります。

来日して1年ほどの小学6年生に対して、小学校低学年の教科書を分節に分ち書きして、漢字にルビを振って、知らない言葉を言い換えて、肯定文と否定文だけの文章に書き直してテキストをつくっても、やはり一人では読めませんでした。それくらい、日本語や日本の学習言語の習得というのは難しいものです（テキスト参照）。

【渡日の子どもたちの現状】

小学校の高学年や中学校で渡日してきた子は、話せるようになった頃には進学の時期がきます。日本語指導を週一回受けても、学校での学習のスピードの方が早くて、日本語習得が追い付かないのが実情です。ほとんどの学校には日本語教室がなく、個別の日本語指導は受けられないのが現状です。頑張っても、学習の進度が高校入試に間に合わず、つらい思いをする場面を見てきました。

【進路選択にあたって】

ボランティアを始めた当初は、接している子が将来、進路を考えなければいけないような状況になるという実感があまりわいていなかったように思います。

6年間活動する中で、定住目的の子どもが成長して、日本で最終的に働いていくことになる道筋の中に困難なことがあるということがはっきり見えてきました。

複雑な言語環境のなかで育った子どものなかには、論理的思考のベースとなる第一言語の習得が困難となる場合があります。そうすると、なんとか高校に進学しても、いろいろな苦勞があります。将来の選択肢が狭くなってしまわないように、また複数の言語に触れてきたという彼らの経験のポジティブな面を活かせるように、日本語の学習をいっしょに続けたり、母語の学習を応援するなどして、サポートしています。

【子どもほっとで大切にしていること】

子どもほっとには小学校低学年から、高校生まで様々な年齢の子どもたちが来ます。

小学生は半分ほどの時間を遊びや楽しいことに費やしますが、日常会話の言語と学校の学習言語は全く違うので、教科書の抽象的な概念はそれとして身に着けるための勉強が必要です。

高校生は「卒業できる学力をつける」ことを目標に試験勉強などを一緒にしています。ここに来ればボランティアも友だちもいて勉強をする気持ちになりますし、大変な時に仲間と支え合い、高いハードルを乗り越えていけるようになればと考えています。



(テキスト)

日本語学習支援プラン (2012年度)

小学6年生に適した内容を補うことを目指す

回	日	学習内容 (学校生活に適応する為に必要な日本語)	使用教材・ゲーム	達成目標
1	9/8	「あります」「ないです」 「～はありますか」「はい、あります」「いいえ、ないです」 「あなたの～はありますか」	5色の紙 空き箱 自分の持ち物	自分に必要な物があるかどうか、意思表示できる。
2	9/15	1. 「これはどれですか」「ぼくのです」「～のです」 「～のですか」「はい」「ちがいます」 2. 動詞の命令形 「みて」「きいて」「かいて」「たって」「きて」「もどって」等 3. 右、左 「右手」「左手」「右足」「左足」「右を向いて」「左を向いて」	自分の持ち物 ジェスチャーゲーム	1. 自分の所有物を主張できる。 2. 先生の指示を理解する 3. 体育、運動会の練習での指示を理解する。
3	10/6	1. 順番についての表現 「一番に勝った人」「二番目に勝った人」「順番に並んで」 「～の番」「順番にカードをひいて」 2. 数詞 紙、カードの枚数の数え方	ジャンケン トランプ	子ども同士の遊びでよく使うため、戸惑わないようにする。
4	10/13	「いる」「いない」 「～がいる」「～はいらない」 「～の勉強には～がいる」 「～には～がいる？」	生活、学級の道具の絵カード トランプで足し算ゲーム	授業に何が必要か、次の日の準備物は何か確認できる。

ありの ぎょうれつ
行列



ななか
1月7日

なつ 夏に、わたしたちは、ありの ぎょうれつ け 行列を よく 見ます。ありの 行列は、ありの す 巣か
ら えさまで つづ 続いて います。 nest

ありは め 目が あまり 見えません。でも、ありの 行列が できます。なぜでしょう
can't be organized

か。 アメリカに けんきゅうしゃ 研究者が います。名前は ウィルソンです。ウィルソンは じっけん 実験を し
researcher experiment
ました。

はじめに、ありの 巣の ちか 近くに さとうを おきました。いっ 一びきの ありが、さとう
を見つめました。その ありが、巣に かえ 帰りました。return
すると、たくさんの ありが、巣から 出で 来ました。そして、はじめの ありがと 同
じ 道を 通りました。ありの 行列が さとうまで できました。



つぎ 次に、その 道に みち 大きな いし 石を おきました。行列は 石の ところ separately ばらばらに な
りました。一びきの ありが、石の むこうに the other side of 道を見つめました。ほかの ありが、
again 同じ 道を見つめました。また、ありの 行列が できました。

ありが、さとうを 持つて、巣に かえ 帰りました。帰る 道も 同じでした。 からだ
ウィルソンは、ありが じめん 地面に しるしを 付けたと かんが 考えました。そして、ありの 体
mark
を 調べました。 examine

すると、ありが おしりから えきたい だ 液体を 出して いました。この 液体は においが あ
ります。ありが、えさを 見つけた時に、地面に この 液体を 付けます。ほかの あ
りは、この においを かがみます。そして、においの あとを trace 歩きます。帰る 時に、
mark
ほかの ありが 地面に 液体を 付けます。だから、行列が できるのです。

So

外国人市民の生活をサポートします

多言語生活相談員

2月19日に6名で国際交流協会を訪問し、多言語相談員（英語、中国語、韓国朝鮮語、フィリピン語）のお話を聞きました。

【生活相談員の活動】

国際交流協会には現在、4人の多言語相談員がいます。主な業務は、外国人市民が、日本でより良く暮らすための情報を提供し、生活をサポートする相談をしています。

多言語相談日として、毎週火曜日、時間は午前11時から午後2時30分まで設定されています。毎週火曜日には、英語、中国語、韓国朝鮮語で相談ができ、第2、第4火曜日にはこれに加えて、フィリピン語での相談をすることができます。

【相談件数と内容】

相談日は、年間42回予定しており、平成25年（2013年）1月末現在で、個人、団体・機関から285件の相談がありました。相談に来る人は、国際交流協会日本語教室に通っている人が多いそうです。

相談内容は、生活面についての身近な相談が多く、仕事、教育、子育てについての相談もあります。中には、DVや学校でのトラブルなど他の機関と協力の上、解決を図っていく内容もあります。

【相談員をしていて感じること】

相談内容で、日本の文化と自分たちの国の文化の壁に当たって困惑する、という相談があったそうです。その場合は、お互いの文化を勉強しながら、日本で気持ち良く生活するためのサポートを心掛けているそうです。

相談に来た人たちが、悩みが少なくなって笑顔になった時、「箕面は外国人に温かいし、箕面に来て良かった」と言われた時、喜びを感じるそうです。

【外国人市民の連携を深めるために】

相談員の主催で、多言語井戸端会議「わいわい」という行事を実施しています。この行事は、普段は日本語教室等で日本語を勉強している外国人市民に、井戸端会議のようにお茶を飲みながら、母語で思いっきり話をしてもらおう機会を設けたものです。

昨年度は1回実施し、好評だったため、今年度は4回実施します。参加者は15人~20人くらいですが、外国人同士の横のつながりができ、同じ国の出身者によるネットワークもできています。

横のつながりができれば、お互い悩みを話せるようになるし、何気ない会話の中に、悩みや問題が発見されることも多いので、相談員にとっても貴重な機会になっています。

【これからの課題・要望】

これからの課題・要望として、いくつか話がありました。箕面には、約80カ国の外国人が暮らしています。少数言語の外国人にも対応できるようにサポーターを増やしていくことが必要です。また、外国人に対する情報提供、関係機関との連携、相談する仕組みを確立していく必要があります。

要望としては、市の事業で、外国人の児童生徒に対する日本語指導がありますが、指導する時間数を増やしてほしいという話がありました。外国から来た児童生徒は、新しい環境に慣れて、メンタル面で落ち着いてから、新しい言語が頭に入るものなので、今の時間数では、新しい環境に慣れている過程で終わってしまうそうです。

また、外国人の就労問題については、行政側でしっかりと取り組んでもらいたいという話がありました。好景気のときには奨励されて来日し、生活基盤を日本で築いてきた外国人市民が、不況のなかで職を失っている現実があります。生活基盤が不安定になると子供の教育にも影響があり、教育がしっかりされていないと、子どもたちの将来の就労にも影響するといった負のスパイラル（連鎖的な悪循環）が起こるからです。



～取材を終えて～

職員A

○相談員さんは、日本でより良い生活を送るために、相談に乗っているとのこと。その話を聞き、相談員さんは、翻訳・通訳・相談という手段を使って、外国人が日本でより良い生活を送れるように支援していることが分かった。

○相談員さんの話の中で、国際交流協会が、自分の居場所・外国人にとっての実家（無視されない場所）になってほしいという話が印象的だった。

職員B

○外国人の就労の問題の深刻さが、ひしひしと感じられた。今、ハローワークで年齢などの制限ができなくなり、日本人でも表面上はトライ可能なものの、おそらく年齢が原因で会社に断られ続け、求職者が疲れてしまう事態が発生しているが、外国人の場合、この現象がさらに厳しい状況にあると感じた。外国人の就労相談には、正直どのように対応すればいいのか対策が分からない。

○相談員さんが日々の会話から見つけ出す、本人たちが課題と感じていない問題点なども存在し、相談業務の大変さがうかがわれる。



チャレンジカフェ

彩都粟生南 1-16-29、KJ-WORKS 内

2月14日（木）に7名でチャレンジカフェを訪問し、Team(チーム) Shikamo(シカモ)の崔(チェ)聖子(ソンジャ)さんを中心にお話を聞き、見学しました。

【Team Shikamo とは】

Team Shikamo は、箕面市で暮らしている外国人市民のグループです。平成22年（2010年）に「地域で暮らす外国人市民の居場所づくり、また彼らが持っている多文化な可能性を発揮する場を創ろう！！」というアイデアから生まれました。食文化を通じて、地域のみなさんと関係を築き、国籍を問わず外国人市民が社会参加できるようにすることを目的としています。

現在は、4名のコアメンバーと、約10名のサポートメンバーがいます。ちなみに、「Shikamo」とは、スワヒリ語で、目上の人に対する挨拶の言葉で「こんにちは」という意味です。Team 結成時に、タンザニア出身のメンバーがこの名前を提案したことが由来となりました。

【チャレンジカフェのスタート】

Team Shikamo のメンバーは2年前の11月からチャレンジカフェとして活動を始めました。毎週水・木・金曜日の午前10時から午後4時まで、KJ-WORKS（農産物直売所「彩菜みまさか」隣）にて営業をしています。

ここでは、ロシアの手作りお菓子や色々な国の飲み物を楽しむことができます。工務店のショールームの一角を借りて営業しており、店内は木の温もりを存分に感じることができる造りになっています。

【チャレンジカフェでは】

チャレンジカフェには、ロシア、トルコ、ベトナム、韓国等、色々な国のスタッフが働

いていますが、スタッフ同士の会話は、日本語で行っています。

時々、日本語の理解力の差が原因でスタッフの間で誤解が発生することもあります。また、これまで生活した国の文化も違うことから、接客や衛生面の考え方もメンバーによって様々です。そうした文化の違いを尊重しながら、同時に日本のお客さんに受け入れられるにはどうしたらよいか、Team Shikamo では試行錯誤が続いています。

スタッフの中から、積極的に新しいサービスの提案も挙がってきています。スタッフのマリーナさん（スロベニア）、ピクトリアさん（ロシア）、ナタリアさん（ロシア）にお話を聞いても、チャレンジカフェで働いて楽しいと言っていました。

【外国人の居場所づくり】

チャレンジカフェは、外国から日本に来て、慣れない生活で家に閉じこもっている外国人の居場所となることが大切な目的の一つです。ここで働くスタッフに日本に来て一番困ったことは何かを尋ねると、やはり「言葉」だったそうです。

言葉が分からなくて家に閉じこもっていた外国人も、ここで働くことによって、日本語を話す機会が増え、日本での生活に自信が出てくることで、生き生きとした表情に変わっていくのが分かるそうです。

チャレンジカフェで働いた外国人のうち、数人はチャレンジカフェを卒業して、他の店で働いているそうです。崔さんも、チャレンジカフェで自信をつけて、日本の社会に羽ばたいてほしいと話されていました。

【これからの課題】

崔さんは「これからも外国人市民のためにサポートしていきたい。そのためにも、チャレンジカフェは、無理のない範囲で長く続けていきたい」と話されています。

チャレンジカフェは、平成 25 年（2013 年）2 月末日まで現在の場所で営業し、5 月からは、小野原西地区にオープンする「箕面市立多文化交流センター」で営業する予定です。

小野原西地区は、通りに喫茶店も多数あることから競争は厳しい面もありますが、色々な国の飲み物とランチをうまく組み合わせながら、特色あるカフェづくりをしていくそうです。



(写真 崔さんを囲んで)

(写真 ロシアの手作りお菓子)



(写真 スタッフのみなさん)

～取材を終えて～

職員C

○日本に来たときに最初に悩むことは、20年前も今も変わらないということだったので、日本に来た外国人は、文化の違いなどで同じように悩みを抱えているんだなあと思うと同時に、日本人の外国人への態度は、あまり変わっていないのかもしれないと思った。

○外国人として失敗したら、他の外国人もそんなように見られるので、カフェでの接客も気を付けているということだったが、確かに、外国人というだけで、その人の失敗＝その国の人の失敗、さらには日本に住む外国人全体の失敗というふうに見てしまうのは偏見につながるのではないかと思う。

職員D

○コミュニティカフェで、外国人の交流ができる場で、いろいろ話ができることは楽しいとのことだが、日本語があまりできないので子どもが恥ずかしがって、家に友だちを連れてこなかったり、子どもの親との交流が全くないなどの取り巻く環境の厳しさから、コミュニティの場として、外国人同士で共同している状況が垣間見えた。

○今回のインタビューの時には感じたが、日本語の言い回しによっては、滞在の短い外国人の方には全く理解できていないのが印象的だった。日常会話の中で、話の中で使う日本語と、試験などで使う日本語の違いのようなものを感じた。

職員 E

○それぞれの国では、仕事をしていたり、充実した日々を送っていたにもかかわらず、眞面に住んでから、孤独に感じたり、「自分は必要とされていない」「することがない」と感じている方がいらっしゃるのはとても残念に思った。かといって、どんなに有能な方であっても、言葉が通じなくて、コミュニケーションが取れなかったら、雇用する側に不安があることもわかる。お互いの立場で少しずつ歩み寄れるところ、改善できるところを考えていかなければいけないと思った。

○私は、日本に住んでいたら、日本語を話す機会があって当然と思い込んでいた。せっかく日本語を学んでも使う場所がない・話す相手がなくて孤独に感じるなど、日本語を学べる場・使える場がないという状況を、一人でも多くの方に知ってもらう必要があると思う。

○チャレンジカフェは、人と人のつながりを、また外国人の方々のつながりの場として大切な場所だと感じた。利益が出たり、即時に何かが変わるという目安や、明らかな変化を得にくいために、支援や理解が得難いかもしれないが、心の支えや生きがいなど外国人の方々にとって大切な場になりつつあると感じた。

○チャレンジカフェを運営している方々の思い入れがよくわかり、話を聞くことができてよかったと思う。すぐに利益を求めるのではなく、長い目で見ていこうとしていること、人手を増やさないことなど、すべてにおいて、働く・そこに集まる外国人の方々のことを思って取り組んでいることがよくわかった。

○なによりも、働いている方々が生き生きしていて、素敵な笑顔だったことが印象的でした。

～取材を終えて～

職員F

○箕面の地域性については、外国人は多いのだろうと漠然と考えていたが、80カ国を超える方がいることには驚いた。私も通常生活しているとき、英語もできないし、こちらから積極的に外国人の方にコミュニケーションを図りたいと考えたことはなかった。外国人を避けて生活していても私は日本人の中で生活していけるが、日本語を話せない外国人の方は、私の何倍もこちらに話しかけにくい状況であろう。中学校では「自分」を出さない子どもの話や、祭りにせっかく参加した外国人が、それでも日本人と会話ができないといった光景は身につまされた。バイタリティのある外国人（チャレンジカフェのJさんの話には救われる思いがした）の方でないと本当に孤独を抱えてしまう。こちらから、もっと積極的にコミュニケーションを図っていかないといけないと感じた。

○定住する外国人の進路の問題は、特に深刻な状況であると感じた。本来であれば行政の教育施策や労働施策の中で対応すべき問題と感じたが、マイノリティゆえにサポートが行き届いていない。ボランティアの方が心を痛めながらサポートしている状況は本当に申し訳ないと感じた。裕福な外国人の方は自力で解決しているのかもしれないが、最近日本人でも貧富による教育格差が騒がれているが、それ以上の格差が生み出されている。

○いろいろ、厳しい実情を聞かされてブルーな気持ちになっていましたが、最後に現場を見学させていただいた際、日本語教室で、楽しそうに勉強している外国人の方と一時保育にいた子どもたちの笑顔で癒されました。ありがとうございました。

職員G

お話をお聞きしていろいろと考えさせられました。一つは子どもたちの進路に関することです。近年大阪府立高校に関して、さまざまな制度改革が進められている中で、学力的に困難な生徒の進路がますます狭まっていく傾向にあります。先日のお話では、その影響が、特に外国籍の生徒に顕著に現れているとのことでした。

確かに、日常会話ができて、学習言語の習得が困難な外国籍生徒の場合、高校入試は非常に大きな壁になっています。大阪府は他府県に比べて、外国籍生徒の高校入試に関する配慮は一定なされていますが、すべての生徒に適用されるわけではありません。

もともと不利な条件を背負っているにも関わらず、現在進められている、前期入試の定員増や学区制の撤廃などの改革は、より競争を強める方向に向かっているため、結果的に外国籍の生徒が取り残されることにつながっているのです。

この傾向は日本人の生徒にも同様なのですが、社会全体の課題が、社会の中で不利な立場に置かれている人々に対して、より顕著に現れているということなのだと感じました。

もう一つ考えたことは、そうした状況に置かれている外国籍生徒に対する、公立中学校の役割についてです。国際交流協会が、子どもたちにとって重要な居場所となり、学習の機会を保障していることをお聞きして、逆に中学校は何をすべきなのかを考えさせられました。

自分自身も、学校現場で何度か外国籍の生徒を受け入れたことがあります。それぞれに難しい課題がありました。まったく日本語を話せない生徒については、授業にはほとんど参加することができないため、別室指導を行うこともありましたが、対応できる教員がいるときに限定されていました。また、一定日本語を話せる生徒であっても、先に述べたような学習言語の問題や、文化の違い、教育制度の違いなどから、問題が生じることが多々ありました。

そうしたケースに、個別に対応できる体制が学校にあれば理想的なのですが、実際には、学校が応えられる範囲には限界があります。今日では、日本人の生徒であっても、学校に対するニーズは多種多様であり、すでに対応しきれていない現状があります。その結果、外国籍の生徒への対応が不十分になっているのではないのでしょうか。

今学校が考えるべきことは、国際交流協会のような貴重な地域のリソースを、いかに活用していくかということだと思います。学校でできることとできないことを明確にした上で、学校ができない部分を、地域との連携で解決していくべきなのだと思います。

ただし、連携していくためには、まずお互いのことを知り、連携の目的についての共通理解を図る必要があります。先日のお話の中で、そういった学校との連携についてはあまり聞くことができませんでしたが、そのあたりが今後取り組むべき課題ではないかと感じました。

◆コラム1◆

「お父さん・お母さん」とは言わない理由

学校の教職員が多くの子どもたちを前に「お母さんが…」あるいは「お父さんが…」といった話し方をすることは、かなり珍しくなりました。

男女協働という観点から、どちらかに限った話し方をすることが望ましくないというのも理由の一つですが、最大の理由はひとり親家庭の子どもたちの存在です。明確な統計や調査はありませんが、時にはクラスの2割を超えることもあるとのこと。

代わりに言われるようになったのは、「おうちの人（方）」という言い方。子どもたちの祖父母や親戚が実質的に養育をしている家庭なども含め、子どもたちは様々な家庭背景の中で生きています。

窓口での会話について

戸籍や住民票の手続きの際、妻が来庁されていた場合、

職員「ここに配偶者のかたのお名前を…」

市民「配偶者って？」

職員「おつれあいのかたのことです」または「夫さんのことです」

…と、無理やり(?) いろいろな言い方をしてみる。

「ご主人」という説明が一番わかりやすいのかもしれないと思いつつ、なんとなく「ご主人」「奥様」などの言葉は避けて説明したいと思う。

妻が世帯主の場合や、夫婦それぞれが世帯主の場合もあり、なんと呼ぶのが一番よいのだろうか…？



◆コラム2◆

箕面市人権施策審議会をごぞんじですか？

この審議会は、平成15年に制定された「箕面市人権のまち条例」に基づき設置されています。委員10名が人権に関わるさまざまなテーマを議論されており、通常は年3回程度の開催ですが、答申の前には精力的に事前ヒアリングもされました。その答申を尊重して策定したのが「箕面市人権のまち推進基本方針」で、この方針に沿って本市は各種事業を行っています。平成23～24年度の議事録からほんの一部をご紹介しますと…、

○「基本方針」の特徴は、「人権とは」の章を設けたこと。人権に対する理解が人それぞれ違っており、例えばその要素として「公正」があることは知られておらず、共通認識されていない。人権とは、すべての人が生きていくために必要なもので、それをどう実現するか私たちの大きな課題。それをサポートするのが自治体だ。

○市民意識調査で、人権は「差別を受けている人の問題」という意識が強い、という結果が出ている。人権はすべての人に直接関わり、どう生活をよくするか、という発想が最初にあるはずだが、なかなかその意識が広がらない。かわいそうな人のことではなく、自分の問題だと気付くことが必要。それには、行政・教育の役割が大きい。

○日本では、「人権」が「思いやり」「優しさ」など心の話に替えられている。「思いやり」があれば人権問題が解決するのではないので、問題が起きたときに被害者はどう救済されるか、どんな制度にアクセスしたらいいか、二度と起こらないようどんな制度を作ったらよいか、そういう発想をしてほしい。本来、自分たちの問題なので。

…といったお話です。また、今年度はこの冊子を編集した職員との意見交換も行い、

○職員がより多くの人権課題をさがす作業をして、そういう感覚を養うことは大切。

○英語での窓口対応などのマイノリティ対応は、どの部署でも困っているだろう。そういう課題をブラッシュアップする形で職員養成をしてほしい。

○職場が話づらい雰囲気ではいけない。人権意識をベースとして改善できる点を提案でできることが大切だ。

…などのご意見もいただきました。その他、国際化指針、改定入管・外登法についてや、障害者の生活と労働、犯罪被害者の支援といった幅広いテーマを扱っています。

議事録は市ホームページにあります。関心あるかたは傍聴にもどうぞお越しください。

◆コラム3◆

パオみのお（精神障害者地域生活支援センター）移転反対問題に対する 対応方策について（提言）

～精神障害のある市民が地域で当たり前暮らしをみのおをめざして～

平成14～15年、箕面で精神障害者の地域生活を支援する施設の移転をめぐる、移転先の地域において反対運動が起こりました。これは精神障害者に対する誤解や偏見に基づいており、基本的人権を尊重する憲法の理念に反し、人権に関わる重大な問題であると考え、箕面市人権施策審議会において議論を行いました。以下はその内容をふまえ、精神障害のある市民が地域で当たり前暮らしを箕面にするための提言として、まとめられたものの目次をご紹介します。全文は市ホームページをご参照ください。

パオみのおは、シェスタと同じく社会福祉法人息吹が運営しており、地域で生活する精神障害者の日常生活支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行い、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るための施設です。

◎目次

1. 問題解決のための基本姿勢

「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に、「市民と地域社会を信頼する」ことを根拠に据えて「精神障害者地域生活支援の事業を進める」ことを表明する。

精神障害者に関する教育、啓発を地道に展開するとともに、施設地域間摩擦における誤解や偏見には適切に毅然とした対応をとる。

- (1) 「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に
- (2) 摩擦を避けて「堂々と精神障害者地域生活支援施設は設置する」
- (3) 「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて人は理解し合える
- (4) 誤解や偏見には毅然とした対応をとる
- (5) 以上のことを進めていける力を培う

2. 本事象のとらえ方

- (1) 人権侵害に関わる重大な問題
 - 1. 権利の基本原則に照らして
 - 2. 根拠が誤解と偏見に基づく
 - 3. 看過し得ない社会的影響を及ぼす
- (2) 箕面市人権宣言、箕面市人権のまち条例及び関係法に反する
- (3) 精神障害者が地域で当たり前で暮らしていくための条件が整っていない

3. 本事象の背景

- * 精神障害者を危険な存在としてとらえる意識
- * 様々な課題をもつ多様な人々の暮らす地域社会における相互尊重、共助の社会連帯意識の希薄化
- * 精神障害者の社会生活支援政策の立ち遅れ

- (1) 精神障害者を危険視する意識と地域コミュニティ
- (2) 精神障害者施策をめぐる状況
 - 1. 精神障害者の法的位置づけ
 - 2. 地方分権と市町村の役割

4. 行政における問題点

- (1) 行政の姿勢と立場性
- (2) 人権啓発の取り組み
- (3) 施設開設時点における説明のあり方
- (4) 掲出等への対応
 - 1.看板、ビラ等への対応
 - 2.署名回覧への対応
- (5) 人権に関わる問題への対応体制及び市民の相談・告発窓口の整備
- (6) 人権擁護委員制度、法務局（人権侵犯事件調査）の活用

5. 市民団体の課題

6. 行政の取り組むべき課題

- *市として見解をとりまとめて公表する
- *相談事業をはじめとした精神障害者施策を積極的に推進するとともに、開設時点の「事業実施表明」などを含む「対応基本方針」を確立する
- *地域に根ざした教育・啓発を全市的に、地道に多様に展開するとともに人権相談、救済に関わる体制の整備を進める
- *公務員研修、政策研究を通じて、精神障害者政策推進力の養成と組織体制の整備連携を進める

- (1) 市としての見解取りまとめと公表
- (2) 施設開設に向けて
 - 1.開設時点の「事業実施表明」
 - 2.「施設地域間摩擦対応基本方針」の確立
- (3) 精神障害者施策の推進
 - 1.総論

2.精神障害者相談事業の重要性

(4) 教育・啓発の強化

(5) 人権相談、救済について

1.人権救済の考え方（被害回復、ペナルティ・規制、相互学び合い）

2.救済制度の具体化に向けて

3.相談窓口

(6) 政策推進力の養成と組織の整備連携

1.公務員研修、事例研究

2.対応庁内体制

☆現在の「パオみのお」について（息吹ホームページより転載）

パオみのおは、平成 12 年 4 月より、精神障害者地域生活支援センターとして、箕面市における精神障害者の地域生活支援の拠点として、相談支援、地域交流啓発事業、活動の場としてのサロン運営等を中心に活動を展開してきました。平成 18 年 10 月からは、障害者自立支援法における指定相談支援事業、箕面市地域生活支援事業（相談支援事業、地域活動支援センター事業）を行っています。

パオみのおは地域で生活するこころの病を持つ人達が、自立、社会参加、社会復帰できるように、日常生活の支援、日常的な相談への対応、地域活動などを行っています。また、同じ病気を持つ仲間が、交流、活動したりくつろいだりしています。

世の中の状況が目まぐるしく変化し、障害者を取り巻く状況も様々に変化していきますが、「パオみのお」は、それぞれの方が自分らしく地域で生活していけるように、皆さんと共に活動していきたいと考えています。

住所 船場西 1-11-35 総合保健福祉センター分館 2 階

社会福祉法人息吹 地域活動支援センターパオみのお Tel&Fax 072-726-7800

箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、みどり豊かなわた
たちの街をこよなく愛しています。この街に住
み、この街で暮らすすべての市民がたれを
りとして「人権」を踏みじられ、涙をこぼ
すことがあってはならないと願っています。わたし
たちはそのために、引きも切らずに続く「人
権」を否定することから、しっかりと向き合
い、それをなすために行動したいと考えています。
このように、愛すること、願うこと、考えること、
行動することは、みのお市民のたからかな
誇りです。わたしのために、あなたのために、
みんなのために、人権の街みのおを
育てます。日本国憲法のこころ、市民
の風で、ここの箕面市を「人権の街」として
宣言します。

平成五年（一九九三年）十二月二十日

箕面市

箕面市非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかしながら、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、極めて憂うべきところである。

わが国は世界で唯一の核被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。平和なくしては、明るく豊かな生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、箕面市は、平和を愛する人達が集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核三原則の完全実施とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和60年3月28日

箕面市

◇編集スタッフ◇

平成 24 年度人権行政研究会は、箕面市人権行政推進本部会議という庁内組織のもとに設置しました
(事務局：人権国際課、人権教育課)。その目的は下記のとおりです。

- ①人権担当と各部局の連携強化 ②職員の人権意識の把握及び向上
- ③市内人権状況の実態把握 ④人権情報紙の作成・編集
- ⑤関係会議への出席 ⑥差別的問合せ等への対応マニュアルの検討

平成 24 年度 箕面市人権行政研究会・名簿

	所 属		名 前
A. 障害者市民 事業所班	人権文化部	男女協働参画課	深田 泰子
	市民部	市民サービス政策課	和田真理子
	健康福祉部	健康福祉政策課	荻野香葉子
	教育推進部	教育センター	中西太加夫
	子ども部	幼児育成課	真実 智子
	生涯学習部	生涯学習センター・公民館担当	濱本沙弥香
B. 国際交流協会 事業班	総務部	職員課	東 裕香
	地域創造部	商工観光課	辻村 剛司
	みどりまちづくり部	まちづくり政策課	安永 浩江
	教育推進部	学校教育課	金城 忠

事務局

	人権文化部	人権国際課	寺島 正祐
			木村 尚子
	教育推進部	人権教育課	松田 隆史
			木村 達也

◇編集後記◇

＊昨年度に続き、二つの障害者事業所取材しました。障害者のみならず広く社会において decent work（ILOが提唱する「働きがいある人間らしい仕事」）の必要が語られているにもかかわらず、働く場での対等性を保つことが難しくなったとのこと。また、制度が頻繁に変わることが、当事者にとって大きな負担であるならば、今後どう変わるのか、どう変えるのかが肝心になってきます。それぞれの障害に合わせた形での就労形態、個別支援計画を組むというのは、非常に難しいことだと思いますし、就労へのプロセスで対等性を認めた支援をすることを、通常の支援とは異なる「+α」だと捉えて評価する必要があるとも感じます。

＊今年の初めに海外旅行に行きました。旅行で海外に行くのは、楽しいことばかりを予定しているし、言葉が堪能でなくても何とかなるものです。しかし、海外で生活するとなると話は別です。生活の為に必要な言葉を知らなければいけません。旅行の楽しみとは全く違う不安な気持ちで日本に来られた外国人がほとんどだと思います。今回取材をした国際交流協会、チャレンジカフェには、外国人をサポートしたい、外国人の居場所づくりをしたいという思いを持った方が多数いらっしゃいます。これは、外国人にとっては、すごく心強いと思います。まだまだ、不安で家に閉じこもっている外国人も多いと思います。こういった場所の存在がもっと周知されれば、箕面市は、外国人にとって、もっと住みやすい街になると思います。

＊在日外国人のための国レベルの法律や施策が「管理」をベースとしていて、「受け入れ」や「共生」という発想が乏しい。障害者は「就労か福祉か」という二極化した生き方（働き方）の枠組みしかない。障害者、在日外国人の抱える問題について、市内で行われている様々な取り組みに頼もしさやありがたみを感じる一方で、自分が携わっている義務教育の中でできること、すべきことについて改めて考えさせられました。

＊今回取材させていただいた所が、外国人市民・障害者市民それぞれにとって社会参加や就労（もしくは就労へのステップ）の場として、大切な“居場所”であると感じた。それは逆に言えば、そこにしか“居場所”がなく、私を含めた社会の中に普通に彼（女）らを受け入れる土壌がまだまだないのだ、ということを感じさせられた。“そよかぜのように”彼（女）らと自然に出会い、知り合える、そんな社会になるよう働きかけていきたいと思う。

◇おわりに◇

今回の取材先を選んだ理由の一つとしては、過去の市民人権意識調査の結果から、精神障害者や外国人市民への理解を広める必要があるという課題が見えたことがあります。

今後とも、市・市教委主催の講座・イベントでのアンケート結果、その他のデータを参考にして、市民の皆さんの関心あるテーマを扱う予定です。お読みになったのご感想・ご意見・ご提案を、下記の連絡先までお寄せください。

今回が二冊目のレポート発行になりますが、皆様のご意見を聞き、試行錯誤しながらも、順次よりよいものにしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

お 知 ら せ

箕面市国際交流協会は、新設の「箕面市立多文化交流センター」に移転します。5月11日（土）のオープンに向けた準備のため、4月は定例事業（日本語教室など）を休止します（相談対応のみ実施）。お問い合わせは、5月14日（火）以降に下記までお願いいたします。

センター住所：小野原西5-2-36 TEL&FAX：734-6258

休館日：月曜、年末年始 開館時間：午前9時～午後10時

印刷物番号

24-27

平成25年(2013年)3月

編集：箕面市人権行政研究会

（事務局：箕面市人権文化部人権国際課、

箕面市教育委員会事務局教育推進部人権教育課）

発行：箕面市人権文化部人権国際課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL.072-724-6720 FAX.072-721-9907

Email. jinken@maple.city.minoh.lg.jp